

大船渡市農業委員会の委員の選任に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、大船渡市農業委員会の委員（以下「委員」という。）の選任の手續等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集の方法)

第2 法第9条第1項の規定による委員候補者の推薦及び募集の方法は、次のとおりとする。

- (1) 農業者からの推薦
- (2) 農業者の組織する団体その他の関係者からの推薦
- (3) 一般募集

(推薦及び応募の資格)

第3 委員候補者として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大船渡市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める特別職に属する職員を除く。）でない者
- (2) 法第8条第4項各号に該当しない者

(推薦手続等)

第4 第2第1号又は第2号の規定により推薦しようとする者は、大船渡市農業委員会委員候補者推薦書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 第2第3号の規定により応募しようとする者は、大船渡市農業委員会委員候補者応募書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(推薦及び募集の周知)

第5 市長は、委員候補者の推薦及び募集に当たっては、推薦及び募集の期間を24日以上とし、次に掲げる方法により農業者等の関係者への周知に努めるものとする。

- (1) 大船渡市広報への掲載
- (2) 大船渡市ホームページへの掲載
- (3) 大船渡市掲示場への掲示
- (4) その他市長が適当と認める方法

(推薦及び募集の状況の公表)

第6 市長は、推薦及び募集の状況を推薦及び募集期間の中間並びに推薦及び

募集期間の終了後遅滞なく、大船渡市の担当窓口及び大船渡市ホームページにおいて、省令第6条に規定する事項のほか、市長が必要と認める事項を公表するものとする。

（委員候補者の評価）

第7 市長は、第4の規定により推薦され、又は募集に応募した委員候補者について、大船渡市農業委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、その評価に関する意見を求めるものとする。

（委員の選任）

第8 市長は、評価委員会の意見の報告を受けて委員候補者を決定し、大船渡市議会の同意を得た上で、委員を任命するものとする。

（委員の補充）

第9 市長は、解職、失職又は辞任により委員に欠員が生じたときは、この要綱に定める手続に基づき、速やかに委員の補充に努めなければならない。

2 委員の欠員が2人以上に達した場合は、この要綱に定める手続に基づき、速やかに委員を補充しなければならない。

（補則）

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。